

# 在ブラジル原爆被爆者協会の活動のあゆみ

## —被爆者援護における「属地主義」の論理とのたたかい—

山ノ内 裕子

### 1. はじめに

1945年に広島・長崎に原爆が投下されてから、今年（2007年）で62年である。被爆者の総数はおよそ69万人であり、今日、およそ25万人が被爆者手帳を有しているが、実は、被爆者は国内のみならず、海外にも居住している。海外で被爆手帳を持っている人の数は世界30カ国で3,010名、うちブラジル160名であるが、実際には被爆の事実を証言する人がいないことなどによって、手帳を持てない、つまり被爆者として認定されていない人が数多く存在する。

2003年以降、国内では原爆症の認定をめぐって各地で集団訴訟が起こっているが、海外に目を転じてみると、原爆症の認定どころか、被爆者手帳の申請そのものも行えず、十分な治療が行えない人が海外には多数存在する。なぜなら、これまで長い間、日本政府は、被爆者援護の対象を国内の被爆者に限定し、日本国外にいる被爆者を被爆者援護法の対象外としてきたからだ。こうした行政実務の根拠となってきたのは、1974年7月22日に、当時の厚生省公衆衛生局長が都道府県知事と広島、長崎両市長に宛てた通達、いわゆる「402号通達」である。同通達の中の「特別手当受給権者は、死亡により失権するほか、同法は日本国内に居住関係を有する被爆者に対し適用されるものであるので、日本国領域を越えて居住地を移した被爆者には同法の適用がないものと解されるものであり、従つてこの場合にも特別手当は失権の取扱いとなること」という一文によって、国外に居住す

る被爆者たちは、この通達が廃止される2003年3月まで、満足な原爆治療を受けることが出来なかった。

被爆者を国境の内と外で分断する政府のこうした「属地主義」に異を唱え、「被爆者は国内外のどこにいても被爆者だ」と公平な援護を求め訴訟を起こしたのが、在ブラジル原爆被爆者協会会長の森田隆氏ら在外被爆者夫妻を原告とする集団提訴である。森田氏は2001年、被爆者援護法に基づく健康管理手当<sup>1)</sup>の支給が、出国を理由に打ち切られたのを不服として、国や広島県を相手に認定被爆者の地位確認と、出国後に打ち切られた137万円の健康管理手当の支払いなどを求める訴えを広島地裁に起こした。北米や韓国では、既に在外被爆者によって4つの訴訟が行われていたが、ブラジルの被爆者が提訴に踏み切るのは森田氏が初めてであった。だが、森田氏は思いつきで行動を起こしたのではない。森田氏が海外在住者への被爆者援護法の適用を求める運動を始めてから、日本政府を相手取って訴訟を起こすまでには18年の年月が経っていた。森田氏は在ブラジル原爆被爆者協会を設立し、毎年自費で日本を訪れて政府に陳情してきたが、埒があかない政府の対応に対して、最後の手段として訴訟という手段を選んだのである。

移民にとって、母国を相手に裁判を起こすということは、よほどの覚悟がなければならない。実際、当初、原告は会長である森田氏一人であった。サンパウロ周辺の被爆者10人程度での集団訴訟も検討されたものの、いざ母国を訴えるとなると被爆者協会内の足並みがそろわらず、森田氏が単独で提訴し、それを会員が支持するという形になったという [cf. ニッケイ新聞2002年1月18日付]。

その後、在ブラジル原爆被爆者協会の会員は集団訴訟を起こし、さらには韓国や北米の被爆者たちと連帯して、在外被爆者援護をめぐって活動を進めている。その結果、今日では、一旦、被爆者健康手帳を取得すれば、海外に居住していても健康管理手当を受けることは可能になった。このように、ブラジルをはじめとする海外在住の被爆者たちは、少しづつ、被爆

者としての権利を勝ち取ってきた。日本政府による在外被爆者援護施策は、最初から今のような形で行われていたのではない。海外在住の被爆者たちの粘り強い働きかけによって、一つずつ実現したものである。

では、どのような形でブラジルの在外被爆者運動は始まったのであろうか。また、会の代表である森田氏は、どのような経緯で在外被爆者運動に携わるようになってきたのだろうか。そして、森田氏を含めたブラジルの被爆者たちは、母国に対してどのような思いを抱き、どのような経緯で運動を進めてきたのであろうか。本稿では、在ブラジル原爆被爆者協会会长である森田氏自身の語りを交えつつ、在ブラジル原爆被爆者協会のこれまでの活動の経緯を明らかにする。

## 2. 在ブラジル原爆被爆者協会の結成から郭賛勲裁判での勝訴まで —森田氏の半生から—

在ブラジル原爆被爆者協会の会長は、1984年の結成以来、森田氏が務めている。森田氏は一被爆者としてブラジルと日本を行き来しながら、精力的に在外被爆者援護に取り組んできた。筆者は、2006年9月、森田氏の自宅にある在ブラジル被爆者援護協会を訪れ、森田氏のライフヒストリーを聴取すると同時に、会の活動経緯について聞き取り調査を行った。以下は、森田氏の半生を筆者がまとめたものである<sup>2)</sup>。

森田氏は1924年3月2日に広島県佐伯郡砂谷（さごたに）村の生まれである。1945年7月29日、東京中野の憲兵学校を繰り上げ卒業した森田氏は、故郷広島で憲兵兵長として配属された。広島に原爆が投下された8月6日の朝は、本土決戦に備え広島市西部の己斐山腹に地下壕作り作業に従事すべく、補助憲兵と同僚の13名とで向かう道中、8時15分、爆心地から1.3キロのところで被爆した。

翌1946年、同じく広島で、爆心地から1.2キロのところで被爆した綾子

氏と結婚。その翌年から白血球が増加し、激しい悪寒が続くほか、疲れやだるさ、無気力に悩まされる、いわゆる「原爆プラプラ病」の症状などが出て、原爆症に罹っていることを自覚した。

当時、森田氏は広島市内にて時計修理業やミシンの販売をするなどして、生計を立てていた。1955年、ミシンを買いに来たブラジル帰りの夫妻に出会い、親しく付き合うようになった。夫妻は再びブラジルへ渡るつもりであり、森田氏にもブラジル行きを勧めた。当時の日本政府は、外務省に「移住局」を設置し、「日本海外移住協会連合会」や「日本海外移住振興株式会社」といった外郭団体や支援機関を設立することによって、助成金、委託費、資本金などの名目で国の資金を投入し、人口削減の国策として南米を中心とする海外移住を奨励していた。綾子夫人は若干ブラジル行きに不安を感じていたものの、森田氏は、海外移住を奨励しているのが国であること、また、森田氏の両親や兄弟の大半は米国に移住していたこともあって、ブラジル移住への抵抗は少なかった。そしてさらに、友人からサンパウロは高原地帯だから、健康によいだろうと勧められたこともあって、森田氏はブラジル移住を決意した。家と店を処分して、綾子夫人と二人の子どもとともに1956年にブラジルへ渡った。

農業移民という名目での移住であったが、森田氏はブラジルへ行く前、医師から被爆した体では農業に耐えられないと言われていたため、サンパウロに到着後、時計商を始めた。しかし言葉の壁は思っていたより厚く、生活は困難であった。その後、仕事と住まいを転々としたのち、現在の住所に日本食料品店「スキヤキ」をオープンさせるまでは、苦労の連続であったと言う。森田氏は苦労しつつも、二人の子どもたちをブラジルの難関大学の一つであるサンパウロ大学まで行かせたが、その間、子どもたちの結婚に差障ってはならないと、子どもたちが結婚するまでは、自らが被爆者であることを公言しなかった。

1983年頃、広島で被爆者治療の研修を1週間受けってきた日系二世の女性医師が、ブラジル在住の被爆者の検診をすることになった。子どもたちが

## 在ブラジル原爆被爆者協会の活動のあゆみ

既に結婚していたこと也有って、夫婦で被爆者援護問題に取り組みはじめた矢先であった森田氏は、ブラジルの広島県人会を通じて検診の呼びかけを行なった。

1984年1月25日、日伯毎日新聞（ブラジルで発行されている邦字新聞のうちの一つで、現在のニッケイ新聞の前身）に「被爆者よ名乗り出よ、年金制度は生きている」という見出しの記事が出た。森田氏は日本に特別措置法による被爆者のための年金（健康管理手当）制度があることを初めて知り、すぐに記事を持参して在サンパウロ総領事館へ問い合わせた。しかし領事館の職員は、そのような制度を全く知らなかった。新聞を見て問い合わせた人が殺到し、領事館は混乱していたが、領事館の対応は、「被爆したことを見証できるものがあるのか」と言うばかりであったという。

そこで森田氏は、専門医から被爆者としての認定が受けられ、健康管理手当を受給できるようにするには、被爆者が団結して運動する必要があることを痛感した。そして1984年6月に綾子夫人とともに、邦字新聞を通じて被爆者の集いを呼びかけ、海外居住者に日本国内居住者と同様の法適用を求めて、同年7月15日、在ブラジル原爆被爆者協会を27名で結成したところ、他の被爆者も続々と名乗り出たため、会員は70名となった。

同年9月、森田氏は、日本政府、広島県、広島市、長崎県、長崎市などに申し入れを行うために、ブラジル移住後、29年ぶりに初めて日本に自費で帰国した。その際、森田氏は広島市にてようやく被爆者健康手帳を取得することができた。なぜなら、森田氏がブラジルに渡った1956年当時、被爆者健康手帳制度は存在しなかったからである。森田氏は厚生省（当時）へ出向き、ブラジルの被爆者への援護を申し入れた。すると、厚生省では「あなたたちは、日本を棄てて外国に行ったのだから、援助はできない。日本で税金を払っていないのだから、ブラジルに頼んだらどうだ」と言われ、森田氏は「移民というのは『棄民』と同じだ。海外移住などするのではなかった」と落胆した。しかし、北米には医師団が派遣されていると聞いていたので、南米の被爆者にも医師団を派遣してくれるよう、厚生省に

請願した。また、外務省にも行き、安倍晋太郎外務大臣（当時）宛の請願書を提出した。

ブラジルへ帰国後、安倍外相がブラジルを訪問し、南米在住被爆者のために医師団を派遣すると約束した。その発言の通り、1985年10月21日に第1回目の医師団派遣が実現した。翌年にも医師団が派遣され、それからは2年に1回ずつ、北米の検診と交互に行なわれるようになった。

1986年、森田氏は健康管理手当の振り込みを受けていた口座に入金がないことに気が付いた。広島市の原爆被害対策課に照会したところ、出国すると手当は支払われないとと言われた。ところが、1988年秋には、広島県の職員から突然、健康管理手当を払い過ぎていたから、返金手続の書類に署名するように言われた。森田氏は、健康管理手当が振り込まれる通帳は広島在住の弟に預けたままで見たこともないし、日本から出国しても被爆者には変わりはないのにという思いもあったので非常に困惑したが、その後は、健康管理手当が支払われることはなかった。

森田氏は、1996年6月にも日本に帰国し、前回の出国後に失効した被爆者健康手帳を再度取得した。そして同年7月1日に内分泌腺機能障害を認定され、健康管理手当証書の交付を受け、同月から2001年6月まで健康管理手当を受給しうることになった。それ以降は、毎年のように自費で日本に帰国し、ブラジル在住の被爆者のための援護措置を求めて、外務省、厚生省（2001年以降は厚生労働省）、広島県、広島市などに働きかけを行なって來た。

また、1996年には韓国・アメリカ・日本の被爆者団体が共同で、厚生省に被爆者援護法の国外適用を要請し、翌1997年から、ブラジルの被爆者団体もこれに加わった。以後、在ブラジル原爆被爆者協会は、海外の被爆者団体と連帯して、在外被爆者の被爆者援護法の適用を求める運動を進めていくようになった。その一環として、会長の森田氏は、韓国在住の被爆者である郭貴煦氏が、1999年に「出国とともに健康管理手当の支給を打ち切るのは違法である」として処分取り消しを求めた裁判で、米国原爆被爆者

協会の名誉会長である倉本寛司氏とともに原告側証人として証言台に立ち、被爆者援護法が適用されない在外被爆者たちの不平等な現状について証言を行った。その結果、2001年6月、大阪地裁は旧厚生省402号通達に対して違憲判決を下した。

### 3. 検討委員会での証言

厚生労働省の坂口大臣（当時）は、郭裁判での敗訴を受けて翌7月、有識者で構成された「在外被爆者に関する検討会」を設置した。同検討会では森田氏も韓国や米国の被爆者とともに参考人として招致され、被爆者代表として切々と現在に至る被爆者の状況を訴えた。

「……（前略）移民として故国を離れ苦難に耐え忍び、成功して故国に錦を飾ろうと頑張りましたが、原爆にさらされた身は、その労働に堪えず、家族に心配をかけてすまないと言いつつ逝かれました。こうした被爆者の最後を数多く見送り、私は万感心がつまります。国の政策に協力して移民として出た私たちが一般日本人より差別されるのでしょうか。私たち夫婦が在外被爆者の援護を要請し厚生省に参りますと、あなた方は日本国を出てブラジルに行ったのだから、政府では何もできない。ブラジル国に頼みなさい。この返事が移住を奨励した國の姿でした。移民政策は棄民政策でしょうか。関係職員の善処を強く求めます。

外国に住む日本人は母國の人と同じように日本を愛しています。誇りに思っています。今回の在外被爆者に関する検討会に参考人として出ましてメンバーの先生方にお願いいたします。被爆後56年も経ち、未だに援護のない老齢化の進んだ被爆者に皆さんの温かい計らいをお願いいたします。……（以下略）」

（2001年10月4日、第3回在外被爆者に関する検討会議事録より）

しかし、2001年12月8日、第5回検討会の席で出された「在外被爆者に

に関する検討会報告書』は、「人道上の見地から、居住地によって援護の程度に差をみることは不合理」と各委員の共通認識を明らかにしたもの、その中身は、依然として属地主義に基づくものであった。まず、援護法の適用については「現行法に反映させ、在外被爆者に法を適用する根拠とすることは難しい。このため、人道上の見地から何らかの施策を講ずべきである」とし、「医療体制等の異なる国々に居住する人々に全く同様に本法を適用することは困難であり、適用しようとする場合には、そのための特別の規定を設けることが必要」と述べることによって、在外被爆者に対する被爆者援護法の適用を否定し、援護法の枠外での援護を提案した。

具体的な援護策として、渡日治療のための渡航費支援、日本滞在中の生活支援や帰国後の対応、原爆医療に携わる人材の育成を挙げた。そして健康管理手当などの金銭給付については、健康診断なしで支給するのは不適切とし「国外では健康状態の確認が困難」とする意見と、「基金を創設し、居住国の実情や本人の経済状況に応じて給付すべき」との意見の両者を併記した。また、被爆者健康手帳の発行については、在外被爆者の掘り起こしとともに、国と県や市、民間団体の連携や役割分担の必要性を指摘した。

検討会での報告書を受けて、坂口厚生労働大臣は、1週間後の12月18日、被爆者健康手帳の取り扱いについての記者会見を開き、被爆者健康手帳の取り扱いに関して、「被爆者健康手帳は国内のみで有効であり、海外では無効である」と述べた。そして健康手帳未取得の在外被爆者のために、5億円の予算を組み、3年以内に、全ての在外被爆者が渡日して、被爆者健康手帳の発行を受けることを発表した。このように、同報告書では、在外被爆者本人の渡日による被爆者健康手帳の取得支援など、当面の援護策を提案したもの、被爆者援護法を在外被爆者に適用することに対しては消極的であり、あくまで援護法の「枠外」で、特別措置として援護を提案するものであった。坂口厚生労働大臣の報告は、ブラジルをはじめとする海外在住の被爆者たちを深く失望させた。

#### 4. 在ブラジル被爆者たちの提訴と、在外被爆者が勝ち取った被爆者援護施策

2002年3月1日、国の施策に失望した森田氏は、最終手段として国を相手取って提訴することとなった。在ブラジルの被爆者を救うには、裁判しか道がないと判断しての提訴である。森田氏は、日本を離れている間は受け取ることが出来ない健康管理手当と、ブラジルにいる間に支給した手当の返還を請求した国に対する請求を起こした（在外被爆者健康管理手当等請求事件）。当初は、森田氏単独での提訴であったが、同年7月31日には、綾子夫人を含むさらに7名のブラジル在住被爆者が、そして12月3日にはさらに2名のブラジル在住被爆者が広島地裁に追加提訴をし、原告は合計10名となった。

「在外被爆者に関する検討会」の報告に基づき、政府は2002年度、約5億1,700万円を計上して同年6月から「在外被爆者支援事業」を予算化した。これらは、被爆者援護法の枠外の、いわば法外事業としての位置づけである。事業の内訳は、①手帳交付渡日事業（手帳交付のための渡日に要する旅費支給）②渡日治療支援事業（渡日治療の受け入れおよび渡日旅費の支給）③被爆確認証交付事業（渡日が困難な者を対象に、日本から係官が現地に行って面接し、被爆者であることが確認できた者に被爆確認証を交付し、渡日が可能となった際には速やかに手帳交付を行う）④情報提供・相談事業⑤現地健康診断および健康相談事業（北米・南米のみ）⑥医師等の研修受入および派遣事業⑦その他健康保持のための事業であり、実施は広島・長崎両県両市に対する国庫補助事業の形が取られた。

在外被爆者支援事業を打ち出される一方で、この間、厚生労働省は、郭貴歎氏の大坂地裁判決に控訴し、402号通達の正当性を主張し続けていた。在外被爆者が渡日支援を受けて手帳を取得しても、居住国では依然として無効扱いのままである。また、支援事業は、被爆者健康手帳取得のための来日や滞在費助成、渡日治療の渡航費補助など、前述のように「渡日」を

前提としており、現地支援は盛り込まれていない。専門医の海外への派遣も、あくまで渡日による治療を前提とした診断である。いくら日本から来た医師によって日本語で「検診」を受けることができたとしても、「治療」を受けることができない限り意味を持たない<sup>3)</sup>。高齢の被爆者にとって、治療のために24時間以上飛行機に乗って日本に行くということは、現実的ではない。同事業に対し、在ブラジル原爆被爆者協会は、「治療なき、検診や相談は、実態に即していない。現地での治療支援の仕組みをつくってほしい」と、現地への日本人医師の派遣を拒絶した。同様に、韓国や米国の被爆者協会も、支援事業をボイコットしたため、郭貴煦裁判勝利まで、この支援事業はほとんど機能しなかった【朝日新聞 2002年8月6日付】。

2002年12月には、郭裁判において、大阪高裁で国に違憲判決が下されたことに伴い、2003年3月1日、被爆者援護法および被爆者援護法規則が改正された（政令14号、厚生労働省令16号）。その結果、被爆者健康手帳を有する者は、日本を出国し、国外に居住することになっても、手当受給の権利は消滅しないことを前提とする諸条項が規定されたため、10名のうち森田氏他7名は訴訟を取り下げた。そして、会のメンバーである向井昭治氏ほか計3人が、地方自治法上の時効（5年）を理由に被爆者援護法に基づく健康管理手当の未払い分を支給しないのは違法として、広島県に計約290万円の支給を求めて、引き続き提訴した。

その後、2003年から2006年にかけて、在韓被爆者や在米被爆者が起こした一連の訴訟では、全て在外被爆者の方が勝訴した。このことにより、2005年からは、一旦、被爆者健康手帳を取得すれば、海外から健康管理手当や葬祭料の申請が可能となった。また、2004年10月から「在外被爆者渡日支援等事業」の新たな施策として、「在外被爆者保健医療助成事業」が開始され、在外被爆者に対して、年間13万円の医療援助手当の受給が可能となった<sup>4)</sup>。さらに、2007年2月6日には、向井氏（判決を待たず、2006年12月に向井氏は逝去）らが起こした裁判に対し、最高裁は請求を認めた二審広島高裁判決を支持、広島県の上告を棄却し、原告勝訴が確定した。

これを受け、国は、在外被爆者への手当支給における時効を撤廃し、在外被爆者たちは、時効で手当が未払いとなったままの手当を受給できるようになった。

## 5. 「手帳」裁判

このように、在外被爆者たちは、他国の被爆者と連帯しながら、裁判を重ねることによって、援護施策を勝ち取ってきた。国は海外在住の被爆者に対しては、居住地からの被爆者健康手帳の申請を認めていない。在外被爆者に対して、国は被爆者であることを認める被爆確認証を発行するものの、在外被爆者が実際に被爆者として各種手当を受け取るためには、その後、来日して被爆者手帳を取得することを求めている。国は被爆者の経済的負担を軽減すべく、手帳交付渡日申請事業を実施しているが、高齢の被爆者たちにとって、とりわけ、渡日するだけで30時間以上かかる南米在住の被爆者にとって、日本での申請は容易ではない。

そこで、ブラジル在住の被爆者とその遺族は、2006年7月27日、国および広島県に対して海外からの被爆者健康手帳の申請却下処分の取り消しを求めて、裁判を起こした。この裁判の原告は、ブラジル在住の被爆者1名と、すでに亡くなったブラジル在住被爆者の子ども1名の計2名である。ブラジルに居住したまま被爆者援護法の適用を求めて被爆者健康手帳の交付申請手続きをし、その申請を受けた広島県知事がその各申請を却下したことに対し、その行政処分の取り消しを求め、また、生存する被爆者については被爆者健康手帳の交付を義務づけることを求めるとともに、広島県と国に対し損害賠償を求めたものである。

これまで在外被爆者たちは、粘り強く国に対して働きかけを行なってきたが、日本国外からの被爆者健康手帳申請は、在外被爆者にとって最後のハードルである。しかし、国は、属地主義を盾に、海外からの被爆者健康手帳申請を認めていない。ブラジル在住の被爆者が提訴した手帳裁判と同

様、韓国在住の被爆者も2005年、被爆者健康手帳交付申請却下処分の取り消しを求めて、提訴した。広島地裁では国が敗訴したものの、2007年7月、広島高裁は、「被爆者健康手帳の交付申請は、来日しなければ申請できない」という国の主張を全面的に認め、「被爆者健康手帳の交付申請却下処分は違法ではない」として、原告の訴えを棄却する判決を下している。在ブラジル被爆者「手帳」申請却下処分取消請求訴訟は、2007年10月25日と12月6日に、広島地裁にてそれぞれ第5回、第6回の口頭弁論が行われる予定である。

## 6. むすびにかえて：被爆者援護と「属地主義」

在外被爆者援助は、未だ、被爆者援護法上の事業としては位置づけられていない。なぜなら、被爆者援護法は、国家補償ではなく、あくまで国内の被爆者を対象とした社会保障事業であるというのが、国の見解であるからである。その前提となるのは、「行政法の効力は国内に留まるという、いわゆる属地主義と呼ばれる考え方」<sup>5)</sup>であり、在外被爆者は法の適用外とされる。加えて、「全額租税負担による社会保障給付は、社会連帯の考え方に基づき社会の構成員全員による相互扶助として営まれることから、特段の規定なくては国外にまで適用できない」[在外被爆者に関する検討会報告書]と、社会保障が租税負担によって成り立っていることを強調して、国外にいる被爆者を専外に置こうとするのである。

しかし、在外被爆者たちは、好き好んで被爆し、日本の領土を離れたのではない。米国の被爆者たちの多くは、父母の故郷日本において、自身の生まれ故郷である米国の原爆で被爆した「帰米二世」であり、韓国の被爆者たちは、戦前の日本の植民地政策によって強制連行等で来日し、被爆した経験をもつ。「原爆投下が戦争を終結させた」と原爆投下を正当化する米国と同様、韓国においても、「日本の植民地支配から祖国を解放した」と原爆投下を肯定する考えが根強い。そのため両国の被爆者は、戦後、そ

それぞれ国に帰っても、被爆者であることを公言できない状況にあった。

一方、ブラジルをはじめとする南米の被爆者の多くは、戦後、日本政府の奨励により南米へ渡った経緯をもつ。彼らは森田氏が語るように「国の政策に協力して移民として国を出た」のであり、原爆の後遺症で苦しみつつも、「お国のために」と憤れない異国の地で苦労しながら、ブラジルの「日本人」として、生き抜いてきた。在外被爆者たちは、法外な賠償金を要求しているわけではない。彼らが望んでいることは、ただ一つ、日本政府が「被爆者はどこにいても被爆者」であることを認め、日本の被爆者と同様の治療を居住地で受けられるようにすること、そして二度と原爆の悲劇が繰り返されないことなのである<sup>6)</sup>。

在外被爆者は、日本の外にいるという理由で援護法の適用外に置かれているが、同じく日本の領土の外にいるということによって長い間認められなかった権利の一つとして、在外選挙が挙げられよう。北米やヨーロッパ、そして南米の有権者たちが連帯して運動を起こしたことによって、1998年に公職選挙法が改正され、2000年5月以降、海外の有権者たちは、国政選挙に対して在外選挙が行えるようになった。被爆者健康手帳は、来日しなければ取得することはできないが、在外選挙人名簿の登録と投票は、日本に行かずとも大使館や総領事館などの在外公館にて可能である。加えて、2005年までは、海外の有権者が投票できるのは比例代表制への投票のみであったが、2007年6月からは、海外で居住していても、選挙区への投票もできるようになった。

在外選挙人名簿の登録や投票は、在外公館で可能であるのに、なぜ、被爆者健康手帳の交付は在外公館では不可能なのか。「社会保障が租税負担によって成り立っている」と主張するのならば、被爆者健康手帳取得や治療のため渡航費用を税金でまかなうより、むしろ、被爆者たちが望む形で、現地での医療を実現する方が、それこそ「税金の節約」になるのではなかろうか。

「被爆者はどこにいても被爆者」である。原爆がもたらした被害には、

国境も時効も関係ない。これまで国は、裁判で敗訴するたびに、司法の場で違法とされてきた箇所を部分的に修正してきたが、根本的に「属地主義」の考えが覆されることはなかった。しかし、在外被爆者たちの高齢化が進み、十分な医療も受けられぬまま亡くなっている今日、国は一刻も早い抜本的な被爆者援護策の見直しを行うべきであろう。

謝辞：インタビューに応じてくださった在ブラジル原爆被爆者援護協会会长の森田隆さん、ならびに事務局長の盆子原国彦さんに、深く感謝いたします。

## 注

- 1) 健康管理手当とは、国によって指定された11の障害を伴ういずれかにかかっていて、かつ医師の管理下にある場合に支給される、被爆者を対象とした手のことである。
- 2) 本稿でのライフストーリーは基本的には、筆者が行った聞き取り調査に基づいているが、森田氏自身の手による「被爆体験の記録 ひろしま八月六日森田隆」（森田2001:38-60）ならびに森田氏が2002年3月1日、広島地裁に提訴した在外被爆者健康手当等請求事件の訴状を一部、参考にした。
- 3) 医師免許の関係で、日本の医師は海外では医療行為を行うことができないため国が実施している巡回医師団派遣事業では、治療を伴わない検診や健康相談しか実施できないのが現状である。
- 4) 現行の被爆者援護法では、海外での医療費支給を認めていないため、代替措置として同事業が行われるようになった。
- 5) 2001年11月8日に開かれた、「第4回在外被爆者に関する検討会」における、厚生労働省健康局総務課長の発言より。
- 6) 在ブラジル原爆被爆者協会の活動は、被爆者援護問題にとどまらず、ブラジルの高校や大学で被爆体験を語ったり、長崎の高校生たちを中心として行われている平和運動「高校生1万人署名運動」に協力したりして、若い世代へ原爆の悲惨さを伝えることを積極的に行っている。

## 参考文献・資料・URL

朝日新聞 2002年8月6日付 「厚労省の在外被爆者治療支援、利用者ゼロ——『高齢…実情にあわぬ』」

朝日新聞 2007年4月11日付 「在伯被爆者最高裁勝訴——1日も早い救済を」

## 在ブラジル原爆被爆者協会の活動のあゆみ

池塙聰・中尾賀要子、2007、「在アメリカ被爆者の援護と研究課題——心理社会的視座からのアプローチ」、『関西学院大学社会学部紀要』102号、85－99頁

市場淳子、2005「ヒロシマを持ち帰った人々——「韓国の広島」はなぜ生まれたのか(新装増補版)」、凱風社

韓国の原爆被害者・在外被爆者情報のページ <http://www.hiroshima-cdas.or.jp/home/yuu/>

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

厚生労働省、2001「第1回在外被爆者に関する検討会議事録」

厚生労働省、2001「第2回在外被爆者に関する検討会議事録」

厚生労働省、2001「第3回在外被爆者に関する検討会議事録」

厚生労働省、2001「第4回在外被爆者に関する検討会議事録」

厚生労働省、2001「第5回在外被爆者に関する検討会議事録」

厚生労働省、2001「在外被爆者に関する検討会報告書」

在ブラジル原爆被爆者協会ホームページ <http://www.100nen.com.br/ja/genbaku/>

袖井林二郎、1995「私たちは敵だったのか——在米被爆者の黙示録」、岩波書店

森田隆・綾子編著、2001「ブラジル・南米被爆者の歩み」、ブラジル南米被爆者の歩み刊行委員会

ニッケイ新聞 2002年1月18日付「被爆者協会会长国相手に訴訟——移住者では初めて」

日本弁護士連合会、2005「在外被爆者問題に関する意見書」